

第53号議案

兵庫県市町交通災害共済組合理約の一部変更の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、兵庫県市町交通災害共済組合理約の一部を次のとおり変更することについて協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月1日提出

加東市長 安田正義

兵庫県市町交通災害共済組合理約の一部を変更する規約

兵庫県市町交通災害共済組合理約の一部を次のように変更する。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、平成32年3月31日までに共済期間が終了するものに限る。

附 則

この規約は、兵庫県知事の許可のあった日から施行する。

第 5 3 号議案 要旨

兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部変更（要旨）

1 協議理由

平成 33 年度末をもって兵庫県市町交通災害共済組合が解散することに伴い、規約の一部を変更することを組合を組織する地方公共団体と協議することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により議会の議決を求めるものである。

2 協議内容

交通災害共済期間を平成 31 年度までとし、それに伴う兵庫県市町交通災害共済組合規約を変更すること。

3 施行期日 兵庫県知事の許可のあった日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第 3 条 組合は、交通災害共済事業に関する事務を共同処理する。</p>	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第 3 条 組合は、交通災害共済事業に関する事務を共同処理する。 <u>ただし、平成 3 2 年 3 月 3 1 日までに共済期間が終了するものに限る。</u></p>